

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則（平成8年神奈川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「整形外科、リハビリテーション科」を「小児整形外科、小児リハビリテーション科」に、「精神科、内科、泌尿器科、眼科及び耳鼻いんこう科」を「及び児童精神科」に改め、同条第2項を削る。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「(第4号様式)」を「(第1号様式)」に、「(第5号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「(第6号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同条第2項中「(第7号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第2号様式とする。

第6号様式中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「入所又は受診」を「受診又は入所」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の見出し及び同条第1項の改正規定は公布の日から施行する。